

【事務局(吉田)】 失礼いたします。事務局の吉田でございます。

本日は、皆様方には大変お忙しい中、本審議会へご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

会議に入らせていただく前に、事務局より本日ご欠席の方をご報告申し上げます。

池内委員、大石委員、緒方委員、木村みさか委員、高原委員、西岡委員、牧委員、以上7名の方より所用のためご欠席とのご連絡をいただいております。

これよりは、川本委員長に進行のほどよろしく願いいたします。

【川本委員長】 川本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

座らせていただいて、失礼いたします。

それでは、まず会議前の連絡事項ということで、本日の委員会について傍聴の申請がございましたので、これをお受けしたいと思います。

以上、まずご報告申し上げます。

これから第2回の宇治市総合計画審議会を開催するわけでございますが、初めに、川端副市長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをちょうだいできればありがたいと存じます。

【川端副市長】 皆様こんにちは。

川本委員長さん、山本副委員長さん、そしてまた各委員の皆様方におかれましては、大変忙しい中、本日総合計画審議会にご出席をいただきましたこと、事務局を代表いたしまして心より感謝とお礼を申し上げたいと思っております。

先ほども委員長から話がありましたように、当総合計画審議会、本日で2回目ということになります。前回は、まさに第5次総合計画を策定するに当たって入り口の入り口というような感じで、いろいろ自己紹介も含めて1回目を開催していただいたところでございますけども、本日はまさにドアを開いていただいて入り口から入っていただくために、各委員の皆様方に情報を共有していただくというようなことで、私ども事務局の方からいろいろ課題を整理する中で資料等、用意をさせていただきました。

その中でも、非常に皆様方のご意見をいただかなければいけないなと思っておりますのは、まさに5次総合計画策定に当たっての基本的な考え方、これをまず整理させていただきたいなと思っております。それ以外のものとしたしましては、現況と課題でありますとか、あるいは市民の皆様方の意識調査の結果でありますとか、あるいは総合計画、将来方針を策定するに当たっては、本市の将来人口、これをどう推計していくかなど、このような資料をきょう説明させていただきたいと思っております。

報告事項が多くなりますけども、皆様方の忌憚のないご意見をいただきますとともに、活発なご議論、ご審議をいただきたいと思いますと思っております。

我が国経済という、またグローバルな話になってしまいますけども、京都府南部だけについて見ましても、大変厳しい状況が続いております。そういう意味では、これからの本市の将来方針というものは、わかりやすく市民にお知らせするというのがまず何よりも大切ではないかと思っています。そういう意味では、またきょうから2回目とはなりますものの、総合計画審議会の中で各委員の皆様方がお話し合いをいただき議論をしていただき、また部会等でも詰めていただき本市の将来方針を決めていただく、これは大変重要なことではないかと思っていますし、私どもも当然いっぱい汗をかかなければいけないと思っています。

どうぞ、そういうことを踏まえまして、きょう限られた時間ではございますけどもよろしくお願いを申し上げ、簡単ではございますけども開会に当たってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

【川本委員長】 川端副市長さん、どうもありがとうございます。

ただいまお話、ごあいさつにもございましたように、会議次第をごらんいただきますと、2番目から6番目まで、これは市役所、事務局の方からご説明をいただいて、それについての質問やご意見を承るということでございます。後ほど、これからのスケジュールをご説明になられると思いますが、11月以降、それぞれの専門部会に分かれて議論をしていただくということになる、その専門部会での議論の前提として、これだけの理解を委員の皆様方にさせていただくということでございます。

ですから、それぞれの、2番目の基本的な考え方、あるいは施策の体系、現況と課題、今どういう問題があるかということの理解、それから、実施された意識調査あるいは人口統計の現状、見通し、こういうことについて、それぞれの説明をちょうだいすることになるかと思っています。

したがって、かなり盛りだくさんの内容になっておりますので、もちろん十分のご質問、ご意見をちょうだいし活発な会議にしたいと思っておりますが、他方で、繰り返しになりますが、盛りだくさんの内容でございますので、大変皆さんもお忙しい、次のご予定なんかもあろうかと思っておりますので、議事進行の方にも何とぞご配慮、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず会議次第に沿って、最初に会議次第2の新しい総合計画策定に当たっての基本的な考え方についてという点につきまして事務局の方から説明をいただきたいと思ひます。

【向野委員】 委員長、その前にちょっと一言よろしいですか。

【川本委員長】 はい、どうぞ。

【向野委員】 宇治市会議員の向野です。

実は、今度の資料というのは非常に大事な資料なんですけど、これが届いたのが土曜日なんです、もう中3日置いて審議ということになるわけでありまして、前回のときもやっぱり資料は十分精査できるぐらいの時間をもって委員に届けるようにということをお願いしておきましたけど、今回もなお非常におくれていたということがございましたので、何に原因がある

のかを含めましてちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

【川本委員長】 ごめんなさい、その前にこれはやっぱりちょっと申し上げておかなきゃいけないので、よろしいですか。

今の向野委員さんの質問とは関係ございませんが、この会議は、中村委員さんの会議情報保障のため要約筆記者が通訳しておられます。会議内容が十分に聞き取れるように明瞭かつゆっくりにご発言いただきますようご協力をお願いいたします。これをまず最初に申し上げておきたいと思います。

それじゃ、事務局の方、恐れ入りますがご回答をお願いいたします。

【事務局（寺島）】 失礼します。事務局の寺島でございます。

ただいま向野委員の方からご指摘がございましたとおり、今般、通常でございますと資料の熟読期間を考慮させていただいて、できますれば1週間前ぐらいに送付する予定ということで我々も取り組んでまいったところでございますけれども、今般、まことに申しわけございませんけれども、実務的に配付、送付の時期がおくれてしまいました。

今後につきましては、1日でも早くお手元に届くよう心がけて努めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

申しわけございません。

【川本委員長】 それじゃ、ぜひ今後ともご配慮をお願いいたします。

先ほど申し上げましたように、新しい総合計画策定に当たっての基本的な考え方について、事務局のご説明をお願いいたします。

【事務局（寺島）】 事務局の寺島でございます。

それでは、新しい総合計画策定に当たっての基本的な考え方につきまして、配付資料に基づきご説明をさせていただきます。

資料の方ですけれども、お配りをさせていただいております、右肩に②と書いてございます資料の方をよろしくをお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず1、はじめにでございます。現行の宇治市の第4次の総合計画でございますが、これは2010年、平成22年を目標年といたしておりまして、2001年、平成13年に策定をいたしましたものでございます。10年間を計画期間といたしておりますこの計画は、21世紀最初の計画として、急激な時代の変化や厳しい財政状況に適切に対応することにより市民が豊かさを実感できることを目的に策定をいたしましたものでございます。

計画の基本的なスタンスでございますが、市民の立場に立った効率的な行財政運営を基礎にいたしまして、ハード事業中心の計画から既存のストック活用やソフト事業を中心といたします計画に転換を図りつつ、目の前の困難な状況に委縮することなく将来をしっかりと見据えて長期的な展望に立ったものとして、10年という計画期間にとらわれることなく20年後、30年後をも視野に入れた内容となっております。

これまで総合計画に基づきまして各事業を展開しているところでございます。引き続き課題

は残っておりますものの、全体といたしましては大きな成果を上げてきていると考えております。

次に、課題について触れております。近年における少子高齢社会の進展及び人口減少社会の変化等、社会経済環境が大きな転換期を迎えます中、将来を見通すことが難しくなっており、長期の計画では柔軟に対応することが困難になりつつあります。

また、総合計画と首長の選挙公約との関係を整理調整する必要があるというふうにも考えております。

さらに、取り組む事業につきましては、政策評価の公表や、よりわかりやすく詳しい成果の説明が求められているところでございます。

次に、2番目、総合計画の位置づけでございます。

(1) 総合計画とはということで、その位置づけにつきまして3点を上げております。

まず1点目は、宇治市の目指すべき姿を掲げたもの、2点目は、市政運営のかじ取りの指針、3点目は、首長が掲げる公約と市民の理想及び行政の考えをつなぐものでございます。

それから、2でございますけれども、よりよい総合計画を策定するためということで、策定につきましての3つの視点を掲げております。

1点目は、だれにでもわかりやすく理解を得やすい計画とする。2点目は、行政が行う事務事業がより効果的・効率的に実施できるような指針とする。3点目は、計画内容については市民と行政が協同して取り組むまちづくりの基本的な方針とする、以上3つの視点で策定する必要があると考えているところでございます。

次の3番、基本構想と基本計画、中期計画の関係でございます。

総合計画の基本構想につきましては、ここに記載をいたしておりますとおり、将来のあるべき姿、基本的な理念が中心となるものでございまして、政策の基本的な方向を定めるものでございます。一方、基本計画や中期計画と呼ばれます計画は、基本構想を具現化するため政策ごとの具体的な課題や目標を定めるものでございます。現況をしっかりと見据え、課題や問題点を十分に認識し、また目標を定め取り組んでいく方向を明らかにしていくものでございます。

次に、3ページの方をお願いいたします。

総合計画策定に当たってでございますが、まず、(1)、総合計画の構造の見直しとその要因ということでございます。

総合計画の課題の解決を図りますため、次の4つのポイントに基づき総合計画の構造を見直すことといたしております。見直しのポイントでございますが、4点にまとめてございます。

まず、①急激かつ大きく変化する社会経済環境への柔軟な対応。

少子高齢社会の進展及び人口減少社会への変化等、近年社会経済環境の大きな転換期を迎えており、財政見直しをはじめ将来の見通しが困難な状況にございます。

それから、②政策評価の公表。

政策評価システムは、これまで主に内部事務で活用してまいりましたが、近年では実施した、もしくは実施する事業につきまして、評価結果の公表やわかりやすい詳しい成果の説明が求め

られております。

③総合計画と市長公約の整合。

総合計画は、すべての計画の上位計画であり、市民と行政の共通の指針となるものです。一方、首長の公約は、民意の反映の側面を有しており、総合計画を推進する上でも特に配慮されるべきであると言えます。このため、策定の年度と市長選挙の執行年との関係や総合計画の計画期間について整理する必要があります。

④行政内部事務の整理。

これまでの総合計画では、基本構想及び基本計画に掲げられた目標を実現いたしますための具体的なプログラムとして実施計画を策定してきました。しかし、実施計画の策定業務が予算編成業務と重複しているなど、整理する必要があります。

この4つのポイントを踏まえまして、次の4ページ以降に見直しによる主な変更点等を記載いたしております。

4ページでございますけれども、(2)、第4次総合計画との主な変更点等でございます。

まず、策定年限につきまして、第4次総合計画では計画期間を10年間といたしておりましたが、新しい総合計画では、首長の任期すなわち4年、これを考慮いたしまして基本構想を12年の計画期間といたします。また、社会経済環境の変化に対応しやすくするため、基本計画に当たる中期計画の計画期間を4年といたします。ただし第5次総合計画のみ、計画のスタートが平成23年となりますことから基本構想を11年間とし、第1期中期計画を平成23、24、25年度の3年間といたします。このことを図で示しておりますが、第5次総合計画につきましては、平成23年度から平成33年度までの11年間を計画期間といたしております。

また、中期計画につきましては、この11年のスパンを3年、4年、4年と3つに分割いたしております。

それから、中ほどでございますけれども②、基本計画と実施計画の統合でございます。

第4次総合計画は、基本構想10年と基本計画10年、それから実施計画4年、3年、3年とこの3層の構造といたしておりましたが、新しい総合計画では、基本構想12年と中期計画の2層構造といたします。先ほども触れましたけれども、第4次総合計画のみ11年という形になります。

中期計画は、持続可能な行財政運営とするための基本的な考え方を示すとともに、限られた財源の中で計画に掲げた目標が効果的・効率的に達成できるように策定いたしたいと考えております。これを図示したものが4ページの下の方でございます。

続きまして、5ページの方をお願いいたします。

続いて③でございますけれども、図表等の導入、関連計画の記載ということでございます。

より見やすくわかりやすい計画といたしますため、図表等を積極的に導入いたします。また、下位計画となります部門別の各計画につきましても、施策体系の小分類の単位で掲載をし、総合計画と下位の計画の位置づけを明確にしたいと考えております。

それから、④でございますけれども、政策評価の公表ということで、政策評価を行い公表い

たします。

現在の政策評価システムは、事業決定に際しての事前評価に重点を置いた内容になってございます。事後評価が不十分であること、内部評価にとどまっております、市民の皆様に直ちに公表できる内容や様式になっていないことなどの課題がございます。

公表の方式といたしましては、現在の決算に係る主要な施策の成果説明書に政策評価を加える形を検討いたしております。

それから、⑤でございますけれども、予算・決算・評価の一元化、担当部課を明確化ということでございます。

予算、決算、評価、成果説明書等の表記を統一するなど、比較がしやすいものいたします。

また、施策体系を工夫して、できる限り担当部課がわかりやすいものにしたいと考えております。

以上のおり変更いたしたいと考えてございます。

以上の基本的な考え方に基きまして、新しい総合計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

【川本委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの基本的な考え方のご説明につきまして、何かご質問等ございましたら挙手をお願いいたしたいと思っております。

なお、会議録を作成する関係上、ご発言をいただく際にはその都度最初にお名前をちょうだいしたいと思います。それから、会議録は情報公開の対象となりますので、この点念のため申し上げます。

それでは、何かございますでしょうか。

【桑原委員】 よろしゅうございますか。

【川本委員長】 はい、どうぞ。

【桑原委員】 公募委員の桑原でございますが、政策評価とかいろんな評価という言葉が出てきて、大変ありがたいお話だと考えているのですが、ちょっとこれ政策評価の言葉の意味がよくわからないのですが、例えばどう言ったらいいんですか、何か政策を打って、ここまでこういう結果になるんだという何か市の目標値みたいなものと、それからそれをする政策というのと2つあるのでしょうか、その結果の方の、どこまで行くんだということを評価しようという趣旨なんですか、それともそれをやるための政策自身を評価してこうということなんですか、どちらなんですか。

正直言います、やっぱり政策の妥当性よりも結果がどこまで出てくるかということが大変重要だと認識しております、そういった意味では、できれば政策、やったかやらないかという評価だけじゃなくて、そういうどこまで結果としてアウトプットが出てきたか、その方に力点を置いていただかないと、ちょっとうまくいかないんじゃないかなという感じがあったものですから、ご質問申し上げたわけです。

【川本委員長】 ありがとうございます。

関連、何かございますか。よろしいですか。

それじゃ、ただいまの桑原委員さんのご質問に事務局の方からご回答いただけますでしょうか。

【事務局（寺島）】 事務局の寺島でございます。

政策評価につきましてご質問いただきまして、我々の方といたしましても、今おっしゃっていただきましたとおり、その事業に着手する前の事前の評価、それから事業の進行管理及びその具体的な目標値等を定めまして、その目標にいかに近づけていくか、目標をどのように達成していくか等を踏まえまして、最終的には事後の評価で達成率等についても評価をしていきたいと考えてございます。

先ほど申し上げましたように、従前の私どもの評価につきましては、どちらかと言いますと事前評価に重点が置かれておりましたので、事後の評価についてもさらに市民の皆さんにわかりやすい形でご報告できるような形を検討させていただきたいと考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

【川本委員長】 桑原委員さん、よろしゅうございますか。

【桑原委員】 はい。

【川本委員長】 はい、ありがとうございます。

ほかに何か、はいどうぞ。

【向野委員】 議員の向野です。

第5次の総合計画の関係につきましては、この期間を11年間というふうにしておりますけど、これについては首長の選挙公約との関係というのがあるかと思うんですけど、これまでも10年間で総合計画をつくってきた経過がありますし、また、首長の任期も4年単位ということがあって、それで次のとき交代するかどうかわかりませんが、首長の交代によってこれが左右されるということになっても、これはぐあいが悪いと思うのです。

だから、国の政権の中でも、政権が変わればやっぱりその中身も変わってくるということがありますので、これは今後も10年単位の総合計画という方が、市民にも説明がしやすいし、わかりやすいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

【平田委員】 関連。

【川本委員長】 はい、どうぞ。

【平田委員】 市会議員の平田でございます。

今、向野委員の方から、manifestoの関係と総合計画の長さの件でご指摘、ご意見があったわけですが、私は全く逆の考え方をしております、市長の公約、manifestoと総合計画とは密接な関係があると考えております。

ただ、少し疑問に思っていることを申しますと、この11年、12年ということが最終的には関連させるというふうに書かれているのですが、これ、なぜ8年ではなかったのかという点

と、もう一つが、この4ページの首長選挙の二重丸がついているのですが、マニフェストと総合計画の見直しの期間というのは、どのあたりで反映させておられるのか、その2点について質問いたします。

【川本委員長】 それでは、事務局の方、よろしゅうございますか。お答えをお願いいたします。

【事務局（寺島）】 事務局の寺島でございます。

向野委員並びに平田委員の方から、総合計画のスパン、期間につきましてのご質問をいただきました。

まず、総合計画の期間でございますけれども、市の将来像を定めます総合計画の中でも基本構想につきましては、長期ビジョンの観点から各市いろいろ10年であったり20年であったり、もしくはもう少し長いスパンの自治体もあるということは承知をいたしております。

我々の方としましては、長期ビジョンの観点から12年という長期の目標設定をし、ただし一方では、今日の目まぐるしく変化いたします社会経済情勢に柔軟に対応できますように、基本計画という、今般は中期計画というふうに名称をさせていただきたいと考えておりますけれども、4年間とする中期の目標設定をさせていただいて、より実現性の高い計画にさせていただきたい。1つはそのように考えた次第でございます。

それから、これまでの総合計画では確かにずっと10年という期間で策定をさせていただいていたわけでございますけれども、その計画期間や策定年と、首長選挙の執行年及び4年間というその任期の関係から、市の長期間の目標とそれから首長の選挙公約との整合の問題で、行政的には課題があったのではないかなとは考えております。

首長の公約につきましては、一定民意の反映でございます、市民の皆様が望むところでもあると考えられますことから、行政運営の重要方針であります総合計画との整合を図り、行政運営上も重要かつ効果的で実現性の高い事項を中期計画に盛り込むことによって、その首長の選挙公約が果たしていけるのではないかと考えてございます。

先ほどの長期計画でございますけれども、長期計画の基本構想については、市として将来目指すべき姿を掲げたものでございますから、例えば途中で首長が交代されるようなことがあっても、基本的には普遍的に変更するものではないのではないかと考えているところでございます。

なぜ8年ということでございますけれども、我々も基本的に4の倍数という形では検討をさせていただきましたけれども、なかなか、なぜ8年、12年というのは難しいのですけれども、結果といたしましては12年のスパンという形で考えさせていただいたところでございます。

それから、見直しの期間ということでございますけれども、基本的には第5次総合計画で申し上げますと、11年間のスパンに第1期、第2期、第3期というふうな形で中期計画の年限を設定させていただきたいと考えておりますので、3年、4年、4年というそのスパンで見直しについては実施をさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

【川本委員長】 ありがとうございます。

補足でお願いいたします。

【岸本政策経営部長】 最後の、首長のマニフェストを中期計画の方に位置づけるタイミングのご質問があったかと思うんですけども、4ページのこの図をごらんいただきますと、二重丸が首長の選挙の執行年でございます。今、本市の市長選挙は12月に実施をされております関係から、ここで申し上げますと、例えば平成24年の12月に市長選挙が執行されて、その結果を、じゃ、25年の当初予算とかにすぐに反映できるかと申しますと、これはかなり実務的に困難でございますので、その結果等を踏まえて1年間、2期の計画に反映できるようにこの中で検討させていただきたいということで、2期の計画期間のスタートを26年からというふうに考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。

【川本委員長】 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。ご納得いただけましたでしょうか、向野委員さんと平田委員さん。

【向野委員】 行政運営の関係で、どうか、市長の任期によって変わっていくというのは余り好ましいとは思わないのです。だから、一般的に考える場合は10年スパンとかで、そういう形で基本については検討して行って、あと実施計画の中で市長の交代等によって多少変化する部分はあるかと思うんですけど、基本的には、だからこれまでどおりのやり方をやって、市長の交代等によれば実施計画の中でそのことを反映するというふうにしたらいいのではないかなと思っております。

【川本委員長】 平田委員さん、どうぞ。

【平田委員】 平田でございます。

向野委員とは意見を180度ぐらい異にしておりますので、今ここでかみ合わないのは仕方がないのですが、そもそも10年ということに対して根拠がない数字だというふうに認識しておりますし、この1ページのはじめにのところに、将来を見通すことが難しくなっておりということも書かれていますので、12年ではなく8年の方がよかったのではないかという、これは意見です。

当局のお考えもありますでしょうし、これから審議会の中で論議していく中でまた変わる可能性もあるので、それはそれで結構なんですけど、この市長選挙の際に出るマニフェストの位置づけというのが、非常に時代が変わって民意の反映のさせ方ということが大きなポイントになってきているというふうに認識しています。

宇治市の場合12月に選挙があるので、どうしてもこういう形にならざるを得ないのかなと思うのですが、調整しようと思えば、今であれば調整できるのかなと思うんですね。これ、11年というのを10年にしておいて、この市長選挙にどうリンクさせていくかということをもう少し検討する余地があるのかなという気がしております。これも意見で結構です。

以上です。

【川本委員長】 ありがとうございます。

これは、この委員会ではこういうご意見をちょうだいしたということによろしゅうございますよね。別に何か決めるとか、もちろんあれではないわけですから、事務局の方のご説明をちょうだいして、それに対して委員会でこういう意見が出たということによろしゅうございますよね。

はい、じゃ、そういうことで、ほかにございませんでしょうか。ほかになれば、会議次第3に移っていきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【川本委員長】 それでは、会議次第3、施策体系につきまして事務局の方からご説明をちょうだいしたいと思います。

【事務局（寺島）】 失礼します。事務局の寺島でございます。

それでは、施策の体系につきましてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、右肩に③と書いてございます資料、及び④と書いてございます資料の方をよろしくお願ひいたします。

まず、資料③でございますけれども、施策体系は第5次総合計画で実施するべきといたしました施策を体系化したものでございます。

第5次総合計画は、大分類を6、中分類を25、小分類を64と分類させていただいております。現時点では施策体系をこのような形で組み立てたらどうかということで、今後各専門部会でご審議をいただくためのたたき台として設定をさせていただいたものでございます。

第4次総合計画との変更点でございますけれども、今回の第5次総合計画の策定におきましては、まず、わかりやすい計画を目指しまして、総合計画の分類をこれまでの編、章、節という分類から、大きなまとまりから順に、大分類、中分類、小分類という名称に変更をさせていただいております。3階層での体系化という点におきましては変更はございません。

資料の④でございますけれども、第5次総合計画と第4次総合計画の体系の比較表でお示しをさせていただいております。左側が第5次の総合計画、右側が第4次の総合計画の体系という形になってございます。

我々といましては、できる限りこの大きな分類、大分類と、それからご審議をいただく専門部会、そして私ども担当しております市側の部局をできるだけそろえることによりまして、施策ごとのつながりがわかりやすいものになるように整理をさせていただきました。

それから、さらに予算や決算に係る説明書等ともこの分類を合わせていきまして、計画と予算及び決算の関係をよりわかりやすいものとすると同時に、決算における成果が次回の計画に活かしていけるように、また計画の内容が予算に反映していけますように整理を進めてまいりたいと考えてございます。

それでは、第5次総合計画の施策体系案の概要につきまして順次説明をさせていただきます。資料の④の方を、ごらんお願ひいたします。

まず、大分類1、左上でございますけれども、「環境に配慮した安全・安心のまち」といたしました。この分類につきましては、担当の専門部会が2つになってございます。すなわち中

分類でございますけれども、市民環境部会で審議いただく予定でございます、1番の環境保全対策の推進、それから行財政部会でご審議いただく予定でございます、2番の安全・安心なまちづくりへの対応、この2つに分かれているものでございます。

この分類につきましては、宇治市が特に重視をいたします施策として抜き出しをさせていただいたものでございまして、地球規模の今日的な課題でございます地球温暖化問題と、市民の皆さんが暮らしの中で最も基本になります安全・安心の問題につきましては、大分類1として最初に位置づけをさせていただいたものでございます。

続きまして、大分類の2でございますけれども、「ゆたかな市民生活ができるまち」といたしました。この分類は、市民環境部会でご審議いただく予定でして、住民自治・地域コミュニティ、市民文化、農林漁業・茶業、商工業・観光、勤労者福祉・消費生活、人権尊重社会、男女共同参画社会を取り上げたものでございまして、市民の身近な生活につきまして7つの分類で構成をいたしております。

次に、大分類3は、「健康でゆたかな生活ができるまち」といたしました。この分類は、健康福祉部会でご審議いただく予定でございます。地域福祉、健康づくり、長寿社会、少子化社会、障害者福祉、低所得者福祉、社会保障制度という内容で、こちらについても7つに分類をさせていただいております。

第4次総合計画と比べまして、大きくは変わってございませんけれども、障害者福祉、低所得者福祉を、従来第4次総合計画では節にございました、この節のレベルから今回は大・中・小のうち中分類として設定をさせていただいております。これにつきましては、この間の社会情勢の変化等によりまして、障害者福祉、低所得者福祉の分野が予算上にも大きなウエートを占めるようになってきており、福祉の大きな分野として論議を深めていく必要があると考えているためでございます。

それから、大分類4、次のページでございます。こちらは「生きる力を育む学校教育の充実と生涯学習推進のまち」というふうにいたしました。この分類については、教育部会でご審議いただく予定でございます。

中分類では、大きく学校教育と生涯学習に分けたものとなっております。

第4次総合計画では、社会教育と生涯学習が併存した形になってございましたけれども、今般は生涯学習に整理をいたしたものでございます。

また、文化に関する部分につきましては、先ほどの大分類2、「ゆたかな市民生活ができるまち」、こちらの方に移させていただいております。

次に大分類5でございますけれども、「歴史香るみどりゆたかで快適なまち」、このようにいたしました。この分類は、建設都市整備部会でご審議いただく予定でございまして、みどり、それから歴史・景観、交通、都市基盤整備についてまとめた形になってございます。

第1次の宇治市の総合計画から引き継いでおりますみどり、これに加えて宇治市独自の歴史と景観を新しい柱として、また今日的な課題でありますバリアフリーを加えた形になってございます。

それから、大分類の6でございますけれども、「信頼される都市経営のまち」といたしました。この分類は、行財政部会でご審議いただく予定でございますして、情報提供、国際化・平和、行政改革についてまとめた形になってございます。

この分類につきましては、主に行政内部事務と市民の皆さんへの情報発信をまとめた形になっております。

全体的に、大きなイメージといたしましては、おおむねこの大分類の2から6が各部門別の計画でございますして、大分類1につきましては、その中でも今後特に重視していく施策を抜き出した、このような形になってございます。

以上、申し上げましたとおり、現在の社会情勢の変化等にあわせて施策体系を再編させていただいている部分もございますし、また、今回新たに加えさせていただいた項目もございますので、そのあたりにつきましてもご理解を賜りまして、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上が、施策体系案の概要の説明でございます。

【川本委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に何かご質問、ご意見ございましたら、ぜひ、どうぞよろしくお願いたします。

【山上委員】 山上と申します。よろしくお願いたします。

この体系案の中で、ざっと見ていまして私ちょっと気になったのが、いわゆる雇用対策です。確かに宇治市はこれまで国とか府とかそういう役割分担の中でやってこられた部分があると思いますので、雇用関係の施策はやはりちょっと手薄なのかなとは思いますが、雇用という言葉すら全く出てこないということになっておりまして、おそらくかかかわるとしたら、2の豊かな市民生活ができるまちの中の5番に勤労者福祉というのがございますが、おそらくここに係る内容になるのかなとは思いますが、ただ、やはり勤労者福祉というのでは、なかなか雇用対策というのと全くイメージも違いますし、今日の状況から考えて、やっぱり雇用問題というのは大変大きな問題になってくるだろうと思っておりますし、地域社会で真剣に取り組むべき課題だというふうに思っておりますので、雇用対策の推進とかそういったような項目立てが必要なのではないかと。

それに関連しまして、いわゆるコミュニティビジネスみたいな地域密着型の産業をどう育成していくかというふうな視点も重要な視点になろうかと思っております。

この分類の中で、特にコミュニティビジネスをどこに位置づけるんだと言われたら、なかなか見えてこない部分もありますので、そういったことも考えて項目立てをしていただけたらありがたいなと思っております。

それから、済みません、もう1点だけ。3の一番上の段に、環境保全対策の推進の中分類の項目の中で、地球環境対策の推進というふうに小分類では1番になっております。

中身を見せていただきましたら、これはいわゆる温暖化対策なのかなと思っております。例えば、酸性雨の問題とか、黄砂が中国から飛んでくるとか、そういうような問題も含めて考えていく

のであれば地球環境対策でいいかと思いますが、いわゆる温暖化対策を中心に取っていくということであれば、地球温暖化対策の推進の方がよりわかりやすいのではないかと思います。以上でございます。

【川本委員長】 ありがとうございます。

何か関連でございますか。よろしいですか。

それでは、恐縮ですが事務局の方からご説明いただけますでしょうか。

【事務局（寺島）】 ただいま貴重なご指摘をいただきまして、ありがとうございます。

前段にも申し上げましたけれども、現時点では施策体系につきましては、我々の方としましてはこのような形で組み立てたらどうかというたたき台的な認識、大変失礼でございますけれども、で組み立てをさせていただいております。今後、詳細につきましては、各専門部会の方でご審議をいただくということになりますので、専門部会の中でご議論なりご審議いただいて、我々についても十分に調整をさせていただきたいと考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

【川本委員長】 山上委員さん、よろしゅうございますか。

【山上委員】 はい。

【川本委員長】 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

【川本委員長】 それでは、ほかに特にご質問はないようでございますので、引き続き議事を進めてまいりたいと思います。

会議次第4の、現況と課題につきまして、事務局の方からご説明をちょうだいしたいと思います。

【事務局（寺島）】 事務局、寺島でございます。

続きまして、現況と課題の案につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料につきましては、冊子のような形になってございますけれども、宇治市第5次総合計画現況と課題（案）という資料の方をよろしくお願いたします。

まず、位置づけ等につきまして、概要ご説明をさせていただきます。

この資料は、今後総合計画をご審議いただくに当たりまして、第4次総合計画の取り組み状況を踏まえて、まずそれぞれの施策ごとに現状の分析とそこから整理される課題につきましてご理解いただくことを目的に、一定整理をさせていただいたものでございます。

先ほど、計画策定に当たっての基本的な考え方の部分でご説明をさせていただきましたけれども、総合計画は都市の普遍的な目指すべき方向を示した基本構想と、これを実現するための具体的な施策を示した中期計画で構成をいたすものでございます。

この現況と課題は、第5次総合計画におきましても最終的には中期計画の中に記述をしていくことになるものでございますけれども、社会状況は日々変わっておりますため、項目によりましては状況が今後大きく変わっていくものもございますので、今後のご審議の中で必要な時

点修正も含めながら、最終的には整理をしてまいりたいと考えてございます。

資料の、めくっていただきまして1ページの方をお願いいたします。

具体的なこの資料の記載方法でございますけれども、表の上段には3階層で体系をいたしました施策、先ほど申し上げました大分類、中分類、小分類、これを掲載いたしております。

それから、その下の現況と課題の欄には、社会的な背景、それから背景に呼応した課題、対応すべき課題を中心に整理をいたしております。

次の2ページ以降、この資料の最後65ページまで、小分類の64の項目につきまして、取りまとめを行ったものでございます。

内容的には、今後どのように取り組んでいくかという計画そのものの内容ではございません。しかしながら、まず、各施策の現状と抱える課題をご認識いただいた上で基本構想及び中期計画の論議に入っていただく方が、より今後の審議を進めやすいのではないかとというふうに考えさせていただいたところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

ポイントでございますけれども、第4次総合計画の策定から10年を経過いたしましたことによる諸制度の変更や社会状況の変化を反映した形になってございます。具体的な課題といたしましては、少子高齢化の進展によりまして生産年齢人口の減少、高齢者割合の増加、及び総人口の減少が見込まれます中で、市税を中心とした歳入が減少する一方で、増加することが明確な社会保障関係費に今後どのように対応していくかということがございます。

また、現時点では不透明な部分も多い状況でございますけれども、今後の地方分権、権限委譲等によりまして、基礎自治体でございます市が果たしていくべき業務の課題についても検討していく必要がございます。

これから、方向性といたしましては、これまでの総合計画が目指してきた、「みどりゆたかな、住みたい、住んでよかった都市」を継承いたしながら、現状を踏まえまして現実的な計画を目指すものとし、ハード事業中心の計画から、ストック、ソフト事業中心となっていくものと考えられるところでございます。

また、この間、新たな行政課題として注目されるようになっております地球温暖化問題や安全・安心のまちづくり等への対応につきましては、重点として記述をいたしているところでございます。

時間の関係もでございますけれども、2ページ以降について、ごく簡単に恐縮でございますけれども、概要につきまして触れさせていただきます。

具体的な内容につきましては、今後各専門部会でご議論いただきますので、よろしくご了承いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、2ページの方をごらんください。

大分類1、「環境に配慮した安全・安心のまち」といたしております。この中で中分類1、環境保全対策の推進として環境保全対策について記述をいたしております。

その中で、2ページでは地球温暖化問題を取り上げております。本市としては、市民、事業者との連携を深め、市役所みずからモデルとなって取り組みを進めていく方向で考えていると

ころでございます。

3 ページの方をお願いいたします。環境保全対策として、環境監視対策等を掲載いたしております。

4 ページでございますけれども、環境美化対策、それから、飛んで申しわけございませんけれども、5 ページ、6 ページにつきましては、ごみ・し尿の適正処理及びごみの減量化についての記述をいたしております。

7 ページからでございますけれども、こちらは中分類の2、安全・安心なまちづくりへの対応について記述をいたしております。この7 ページに、防災面・防犯への取り組みを記述し、8 ページには、消防・救急、消防団の取り組み、それから9 ページには、宇治川治水対策の推進について記述をいたしております。

この宇治川治水は、市民の安全の基礎となるものであり、国・京都府に向かって重要性について発信をいたしていきますために記述を加えております。

続いて10 ページからでございますけれども、市民環境分野として大分類2、「ゆたかな市民生活ができるまち」としているところでございます。

まず、ここでは中分類1、住民自治の推進とし、地域コミュニティ活動等について記述をいたしております。

11 ページでございます。中分類2として市民文化の創造となっており、市民文化の創造や育成について記述をいたしております。

12 ページでは、中分類3として農林漁業、茶業の振興として記述をいたしております。

14 ページまで、農業、茶業、そして林業、漁業について順に記述をいたしております。

それから、15 ページからでございます。ここからは、中分類4といたしまして商工業・観光の振興として記述をいたしております。

こちら、順に17 ページまで商業の振興、それから工業の振興、観光の振興について記述をいたしております。商業、工業の振興につきましては、現在の経済状況への対応等の課題があるところでございます。また、観光の振興につきましては、平成20年度に源氏物語千年紀を迎えまして、初めて年間の観光客数が500万人を突破したということもございまして、今後につきましても、それを継続する努力が求められているところでございます。

続いて18 ページになりますけれども、18 ページからは、中分類の5といたしまして勤労者福祉、消費生活の向上についての記述をいたしております。

勤労者福祉の向上及び消費生活の充実について記述をしており、架空請求の増加であるとか、また消費者庁の創設等、新しい状況につきましても記述も加えさせていただいております。

それから、また飛びますけれども、20 ページをよろしくをお願いいたします。

20 ページからは、中分類6といたしまして、人権尊重社会の実現について記述をいたしております。人権教育・啓発、男女共同参画の推進について記述をさせていただいております。

続いて、22 ページの方をよろしくをお願いいたします。22 ページからは、大分類の3、「健康でゆたかな生活ができるまち」といたしまして、健康福祉分野を取り上げております。

まず、中分類 1、地域福祉体制の確立といたしまして、超高齢社会を迎え今後さらに役割が求められる地域福祉の課題についての記述をいたしております。

続いて 23 ページからでございますけれども、中分類 2 といたしまして、健康づくりの推進といたしております。順に、健康づくりの推進、保健医療の推進について記述し、最近求められるようになりましたメタボリックシンドローム対策など予防的対策を新しい課題として取り上げてございます。

25 ページからでございますけれども、中分類 3 といたしまして長寿社会への対応として生きがい対策、高齢者福祉サービスについて記述をいたしております。具体的なサービス展開について取り上げをさせていただいております。

27 ページでございます。中分類の 4 でございますけれども、少子化社会への対応といたしまして、以降、順に 30 ページまで子育てに関する総合的な対策から、保育所待機児童対策についてなど、少子高齢化の進展に伴う影響のうち少子化や子育て支援についての課題等につきましての記述をさせていただいております。

続いて 31 ページの方をお願いいたします。ここでは、中分類 5 といたしまして障害者福祉の推進を上げてございます。国においては、障害者基本法をはじめとした法律の改正の検討を進められており、これからの総合計画審議会の審議の中でも大きな変更が加わる可能性もあるところでございます。さらに 32 ページでございますけれども、中分類の 6 といたしまして、低所得者福祉の充実を上げております。ここで取り上げております大部分につきましては、国の制度でございます生活保護制度についてであります。ここ 16 年間で対象世帯、人数ともに 2 倍強となっており、課題が大きいということで述べているところでございます。

33 ページでございます。中分類 7 として、社会保障制度の充実、国民年金等の社会保障制度と国民健康保険の現況について記述をいたしております。

それから、飛びますけれども 35 ページからは大分類の 4、「生きる力を育む学校教育の充実と生涯学習の推進のまち」として教育分野を取り上げております。

まず、中分類 1、学校教育の充実となっております、37 ページまでの 3 ページで教育内容や小・中一貫教育、耐震補強や規模適正化等、青少年育成について記述をいたしているところでございます。

それから、38 ページ以降でございますけれども、ここからは中分類の 2、生涯学習の充実を取り上げております。こちらは、生涯学習分野を 40 ページまでの 3 ページで記述をさせていただいております。

続いて 41 ページからでございます。大分類 5、「歴史香るみどりゆたかで快適なまち」として、建設都市整備分野を取り上げさせていただいております。

まず、中分類 1、みどりとうるおいのある環境整備として、41、42 ページで緑と公園・緑地について取り上げているところでございます。

43 ページからでございますけれども、中分類の 2、歴史と景観が調和したまちづくりとして、45 ページまで記述をいたしております。都市景観として景観保全と宇治川太閤堤の史跡

指定を受けまして、貴重な歴史的資産を後世に引き継ぐことを取り上げているところでございます。

それから、46ページからは中分類3、快適な都市交通とバリアフリーのまちづくりとして47ページまで、普遍的な課題である交通安全と公共交通機関の整備促進に加えまして、近年注目されておりますバリアフリーについての記述を入れております。

48ページからは、中分類4、良好な市街地、都市基盤施設の整備といたしまして、54ページまで順に、道路、河川・排水路、住宅、上水道、下水道、拠点地区の整備、土地利用の規制誘導について、それぞれの項目別に記載をさせていただいております。

続きまして、55ページの方をお願いいたします。

ここからは、大分類6、「信頼される都市経営のまち」として行財政分野を中心に取り上げをさせていただいております。

まず、中分類1、市民参加の機会と情報提供の充実として、57ページまで市民参加の拡大や行政情報の公開広報、これについて取り上げをさせていただいております。

59ページでございます。中分類の2といたしまして、国際化の推進と平和への貢献といたしまして、60ページまで国際化と平和貢献について市民と協働しながら本市として進めていくものとしてここに掲載をさせていただいております。

それから、61ページでは中分類の3、行政改革、適正な行政運営の推進といたしまして、65ページまで行政改革を中心にした行政運営の基本的な方向について記述したものとさせていただいております。

以上、時間の関係上、大変はしょった説明で申しわけございません。概略の説明をさせていただきましたけれども、この内容につきましては、今後各専門部会におきましてご審議いただきたいと考えてございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

【川本委員長】 ありがとうございます。

今ご説明がございましたように、この現況と課題は今回は概要のご説明ということで、これから具体的には専門部会でまたご議論いただくということになろうかと思いますが、何か今までの説明に対してのご質問あるいはご意見がございましたらお願いしたいと思います。

どうぞ。

【安田委員】 京都府山城広域振興局の安田と申します。

このあと、また将来人口の推計のご説明があるようなご予定みたいですが、確かに日本全体としてこれから人口減少社会に転じてまいりますので、宇治市さんにおかれましても同じような予測をされていると思います。人口減少社会というのは、本当に社会のあらゆる面に影響を与えてくるのだらうと思っております。

この第5次の総合計画の策定に当たりましては、やっぱりこれまでとは状況が変わって、右肩上がりを前提とした地域振興とか産業振興の方策ではなくて、やっぱり新たな社会経済システムとか地域振興スキームの確立というあたりが必要になってくるように思いますし、そうい

うものを意識しておくことが必要なのではないかと考えております。

例えば、市の計画につきましても、役所の業務計画からまちづくりのマニュアルのようなものに変えていくようなことも考えられますし、具体的な施策についても、市があらゆる面で事業主体になるのではなくて、コーディネーターとしての役割にウエートを移す、そういう分野があってもいいのではないかとというふうなことも感想としては思います。

確かに都市景観のところの記述なんかは多少そういう部分を意識されている部分もあろうかと思えますけども、そういうことも思います。

こういったことから見ますと、先ほどいただきました現状と課題につきましては、項目ごとにうまく整理されていく方がいいなと考えております。ただ、現実としては、それぞれの課題は、こういうふうな縦だけではなくて横にもつながっておりますし、例えば地域コミュニティについては、これからあらゆる分野で大切なキーワードであると思えますし、お茶の分野なら観光とか文化とか景観などと絡み合った課題でもありますし、環境につきましても、農林業とか景観などと絡み合った課題でもあると考えておりますので、縦割りで整理されるだけではなくて、これからの議論になっていくのでしようけれども、広がりを持った形で整理していただけたらなというふうな感想を持ちましたので、ご披露させていただきます。

以上でございます。

【川本委員長】 ありがとうございました。

何か関連、どうぞ。

【山上委員】 山上です。今の安田委員の発言に関連してですが、私もいわゆる行政が今までやってきた中身を同じような形で今後も10年間やっていくというのは非常に厳しい時代になってくるだろうと思えます。

そういう意味では、市民の力をいかに活かして、市民はもちろん縦で生活しているわけではなくて横で生活していますので、その横型の社会に合うような施策体系が望まれるであろうというふうには思います。

そのときに大事なことは何かと私自身で考えていますのは、結局、市民にある程度、今まで行政がやってこられた役割を担ってもらおうということをスムーズに転換していくための方策、例えばNPOとかそういう市民活動、今少しずつは芽生えてきておりますが、まだまだ十分な力にはなり得ていない部分がございます。そういう市民活動に対するサポートを行政側の方から例えばある程度準備するとか、そういうような、地域社会で行政がやってきたことをスムーズに受け入れるような体制づくり、そういうものをやはり考えながら議論を進めていくべきではないかなと考えております。

よろしく申し上げます。

【川本委員長】 ありがとうございました。

関連、委員長は意見を言っはいけないのですか、私も個人的には大変貴重なご意見だろうと思っておるのですが、引き続きどうぞ。

【桑原委員】 今ちょうど貴重なご意見があったのですが、専門部会に分かれていって、

例えばの話、少子化問題を考えると都市構造をどこか変えないといけないとか、いろんなクロス関係が出てくると。それぞれの箱になって議論していくというのと、横断的におれの部隊から言うところしてくれないと困るというのは、この辺どういうふうな格好でたくし上げていくのか、ちょっとこれを見ながらよくわからないなと思っていたので、その辺、ご意見いただければありがたいなと。

【川本委員長】 それでは、そろそろこの安田委員、山上委員、桑原委員、大変貴重なご意見じゃないかと私は思ったのですが、どなたかお役所の方からご回答いただけますでしょうか。

【川端副市長】 総論といたしまして、副市長の川端でございますが、私からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、安田委員さん、そして山上委員さんから大変貴重なご意見をいただきました。まさに今後人口減少社会に向かうという視点を踏まえた本市の今後の進むべき道と申しますものは、非常に多種多様な観点から物事を見なくてはいけない、そういう意味では、安田委員さんがおっしゃいましたように、今までのありがちな縦社会と申しますか、そういう組織感覚ではなくて縦横の視点というものは非常に重要かと思っております。

先ほど、第5次総合計画策定に当たっての現況と課題ということで、第4次総合計画に基づきまして我々が実施してきた施策、その現況、そしてそれを踏まえた今後の課題ということで整理をさせていただいたわけでございますが、この中身そのものの見方も、きょうお集まりの委員の皆様方からすれば、現況認識が甘い、あるいは課題としてのとらえ方がいかなものかというご意見はあろうかと思えます。こういうことも踏まえまして、専門部会の方でいろいろご意見をいただければと、このように受けとめております。

貴重なご意見として聞かせていただいたということで、まずご理解をいただきたいと思えます。

それから、桑原委員さんですか、クロス関係ということで、確かに専門部会というのは前の審議会で各委員の皆様方それぞれ分かれていただくということにはなったものの、当然今の安田委員あるいは山上委員さんのお話からすれば、それぞれの部会が密接にかかわり合う内容というのが多岐にわたって出てこようかと思えます。これをどう調整していくかということにつきましては、我々事務局もこの審議会運営についての課題という意味ではとらえております。

したがって、例えばこの場のようにすべての委員さんが集まっていただくところだけで、果たして各部会から上がってくる多種多様な課題が整理できるかどうかというのは、若干重荷かなという部分もあるかもしれません。そういうことは、少し私ども事務方として、どのような形で今のような課題を整理するための場が必要か、ちょっと整理をさせていただきたいと思っております。

大変重要な意見をいただいたと、確かに実のある中身を議論していただくという意味では、各部会の関連、非常に大切だと思っておりますので、ちょっとその辺が少し十分に説明もしていませんですし、我々も手札として持っていなかったということにつきましては、申しわけなかったと思っております。

いずれにいたしましても、今回お三方からいただいた意見というものを踏まえまして、今後この審議会が実のある審議会となるような形での運営、これには心がけていきたいと思っておりますので、この総論でご理解いただければと思っております。

【川本委員長】 いかがでございますか、よろしゅうございますでしょうか。

個人的には、日程的には難しいいんですが、場合によっては専門部会を2つぐらい合同でやるとか、そういうことも委員さんの方からご要望があれば、あってもいいのかなというようなことをちょっと思いましたけれども、いずれにしましても、副市長さんがおっしゃられたように、これからご検討いただくということでよろしゅうございますでしょうか。

ほかに。どうぞ。

【桑原委員】 済みません、ちょっと理解ができなくなっちゃった。この総合計画というのと中期計画があって、今回この検討の対象になるのは中期計画も含めての話なんですか、それとも総合計画。

というのは、総合計画の方は、目標というのをつくるのがかなり遠いからつくりにくいと思うんです。それで3年後にこまで行こうよという、これは割と絵がかけるのだらうと、ですから、割と抽象的な方向性だけでも総合計画だよというのと、それから中期計画も踏まえてやるんだというのでは、随分作業スタンスが変わってくるんじゃないかなと思うのです。

ちょっとその辺が、頭の中が混乱しちゃうものですから、ちょっとお教えいただけたら。

【川本委員長】 いかがでございますか、事務局の方からその点で。恐れ入ります。

【岸本政策経営部長】 先ほど基本的な考え方を冒頭にご説明申し上げました中で、再度資料をごらん願いたいんですが、その資料の4ページ、②と書いている資料の4ページでございます。

こちらの一番下の方に、第5次総合計画基本構想11年、それから下向きの階段状になって第1期中期計画3年、第2期4年、第3期4年というふうに図があると思いますが、この少し色がグレーに網かけになっている部分、これすべてを総合計画審議会の中でご審議賜って計画策定を行ってまいりたいと考えておりますので、今般は11年の基本構想と第1期の3年の中期計画、またその3年後には第2期の4年の計画を、またその4年がたちましたら最後の4年の計画をこの審議会にお諮りしてご審議を賜りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

【川本委員長】 桑原委員さん、よろしゅうございますか。

【桑原委員】 はい。

【川本委員長】 ほかに何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【川本委員長】 それでは、引き続きたいと思います。会議次第の5、市民意識調査につきまして事務局の方からご説明をちょうだいしたいと思います。

【事務局（兼久）】 事務局の兼久でございます。

それでは、お手元の表紙が紫の冊子、これになるのですけれども、宇治市市民意識調査報告書をごらんください。

まず、1ページ目、お願いいたします。

まず、調査の目的でございますけれども、宇治市第5次総合計画の策定の基礎資料という位置づけでございます。これまで第4次総合計画の策定時の平成10年度、中間見直し時の平成17年度に行いました意識調査との比較を行い、これまで実施してきました施策の評価とこれからの施策の優先度を把握するため、また、地球温暖化対策等の新たな行政課題や社会ニーズに対する市民の意識を把握するためのものがございます。

次に、調査の対象なんですけれども、平成21年4月1日現在、二十歳以上の市民の方、4,500名を無作為抽出して行っております。調査期間につきましては、本年5月21日から6月5日までとしております。

町内会・自治会意識調査につきましては、平成21年5月20日現在、市内の町内、自治会長さん594名に対して、市民意識調査と同時期にアンケート用紙を配布しております。

質問内容につきましては、市民意識調査では、性別や年齢、住んでおられる場所などの回答者の属性、宇治市に対する思いについて、総合計画についての認知度、宇治市のまちづくりについて、また地球温暖化対策等の時事問題、第4次総合計画の節別の施策評価及び今後の優先度ということについてご質問させていただいております。

最後の施策評価につきましては、質問数が多くなっておりますので、行政・人権・経済部門、福祉・生涯学習部門、環境・安全・都市基盤整備部門の3つに分けて1,500票ずつ配布し質問をしております。

町内会・自治会長意識調査につきましては、町内会・自治会の概要や、活動の内容や問題点について、また、町内会・自治会と市の関係、宇治市のまちづくりについて、地球温暖化対策等の時事問題等について質問をさせていただいております。

続きまして、調査票の回収状況についてご説明いたします。めぐりまして2ページをお願いいたします。

一番上の表、回収率についてでございますが、市民意識調査の4,500票につきましては、有効票合わせまして2,550票の回収で、56.7%の回収率でございました。町内会・自治会意識調査につきましては、有効回答数494票の回収で、回収率としましては83.2%でございました。17年度の第4次総合計画見直しの際の回収率と比較しますと、12ポイントほど回収率は上がっております。

それでは、調査の内容につきまして、時間の関係もございまして市民意識調査の重要な点、こちらを抜粋させていただいてご説明させていただきます。

まず、6ページをお願いいたします。

回答者の性別、年齢でございますけれども、男女比率は男性が45.8%、女性が51.0%でございました。年齢構成を見ますと、男女ともに60歳以上の年齢の方が多くなっておりまして、40%以上を占めております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

回答者の宇治市の居住年数を問う質問なんですけれども、ページ一番上の棒グラフをごらんください。3本のグラフを上から、今回の調査結果、17年度の間見直しの調査結果、10年度の調査結果と並べております。

一番右の灰色の部分が21年以上の居住年数の方ということを示しております、だんだんふえておりますことから、宇治市への定住志向がうかがえる結果となっております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

宇治市のどんなところに魅力を感じますかという質問でございます。棒グラフの上が今回の調査、下が前回の調査結果となっております。結果につきましては、宇治川や山並みなど自然環境に恵まれている点が第1位、続きまして、宇治上神社、平等院等の世界遺産や史跡などに恵まれている点、第3位が、京都や大阪など大都市圏に近く通勤、通学に便利であるとの結果でございました。特に世界遺産・史跡に関する結果が前回調査より増加しており、歴史・文化に対する意識が上がってきていることがうかがえます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

総合計画の認知度でございますけれども、上の棒グラフをごらんください。今回の調査と前回総合計画の策定時の調査結果を並べております。総合計画を知っているという市民の方、ここでは名前も内容もよく知っている方と名前程度は知っている方を合わせた総合計画の認知度につきましては、前回策定時の調査と比べて6.4%ほど減少しております。

ページの下の方のグラフが、年齢別に集計した結果でございますけれども、20代から30代の世代の方、この世代の方々の認知度が低く、4人中3人の方が総合計画を知らないという結果が出ております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

今後のまちづくりに関してどのような施策が必要かという質問でございます。ここで宇治市の総合計画の構成については、先ほども簡単に説明させていただいたんですけれども、第4次総合計画は順に7つの編と27の章と77の節があり、その下に基本施策が配置されております。今回は各ページの上の部分の棒グラフにつきまして説明いたしますので、注目してください。

この設問につきましては、編であります①の市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを目指すためには、地方分権の推進、行政改革の推進、市民参加と情報公開、提供の拡充のうちどれが重要だと思いますかという質問でございます。

結果につきましては、市民と行政のパートナーシップを目指すためには、市民参加と情報公開と提供の拡充が大切という結果が出ております。

同じように29ページをお願いいたします。

人間性豊かで平和な社会を目指すためには、基本的人権の尊重、国際化の推進と男女共同参画社会の促進のうち、基本的人権の尊重が重要という結果が出ております。

同様に、30ページから34ページまでを、総合計画の編を達成するために重要と思われる

章を選択していただいております。

駆け足で説明させていただきますと、30ページに移っていただきまして、活力ある地域経済の振興を目指すためには市民生活の向上が重要という結果が出ております。

次の31ページお願いいたします。健康で豊かな暮らしを目指すためには、社会保障制度の充実が重要という結果が出ております。

続きまして32ページには、歴史香る文化の創造と生涯学習の推進を目指すためには、学校教育の充実と市民文化の創造、発展と伝統文化の継承が重要であるという結果が出ております。

続きまして、33ページお願いいたします。

安全でうるおいのある環境を目指すためには、安全・安心なまちづくりが重要という結果が出ております。

続きまして、34ページお願いいたします。快適で便利な都市を目指すには、良好な市街地の整備と都市基盤、生活基盤の整備が重要という結果が出ております。

以上、これまでの設問を踏まえ、総合計画でいうところの章の構成を回答者の皆様に一定把握していただいた後に、次の質問といたしまして、それではこの7編ある施策分野のうち、どれが大事だと思いますかという質問が35ページでございます。

35ページをお願いいたします。7編ある施策分野のうち、1位から3位までを選んでいただいて結果を点数化し順位づけしたものが、一番上の棒グラフでございます。

順位は、上から1位が、健康で豊かな暮らしを目指す、2位が、人間性豊かで平和な社会を目指す、3位が、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを目指すというような結果が出ております。

続きまして、少々飛ぶんですけども68ページ、ちょっとお願いいたします。

先ほどは、総合計画の章、編単位の重要度を確認していただいた設問でしたけれども、今度は節単位にこれまでの評価、今後の優先度を質問してまいりました。68ページから70ページにかけて、総合計画の編、章、節の構成を示しております。この一番右側の節単位ごとに、これまでの評価、今後の優先度を5段階で評価していただきました。5段階評価についてなんですけれども、これまでの施策に対する評価は、高く評価する、評価する、どちらともいえない、余り評価しない、評価しないという5段階を設定しております。今後の優先度につきましては、今後優先すべき、できれば優先すべき、どちらともいえない、余り優先しなくてもよい、優先しなくてよいという5段階を設定しております。

結果につきましては、79ページをお願いいたします。この表は、それぞれの節を点数化し加重平均したものを1位から並べております。順位は左側に記載されております。網かけされた部分は、項目全体での平均点以下の節を示しております。

これを見ていただきますと、これまで実施された施策で評価が高かったものにつきましては、観光の振興、ごみの減量化及びし尿処理の推進、茶業の振興ということになっております。前回の調査時につきましては、ごみの減量化、し尿処理の推進がトップに来ておりましたが、今回は観光の振興というものがトップに来ております。

続きまして、80ページお願いいたします。このページは、先ほどと同様に節ごとに今後の優先度について順位をつけたものです。色つけ部分は先ほどと逆でございまして、平均点以上の節に対して色をつけております。これまでの施策評価と同様に、左側に順位をつけております。これによりますと、1位が安全・安心なまちづくり、2位が消防・救急の充実、3位が上水道の整備となっております。前回の調査時には、先ほどの施策の評価と同様にごみの減量化とし尿処理の推進が1位となっておりますが、今回は、最近の世相を反映しているのか、安全・安心なまちづくりの推進というのがトップに来ております。

点数化だけでは少々わかりづらいので、84ページお願いいたします。このグラフは、これまでの評価につきまして横軸に、優先度を縦軸にして先ほどの節ごとの評価と優先度を記入しているものです。84ページにつきましては、行政・人権・経済部門の、85ページにつきましては、福祉・生涯学習部門の、86ページにつきましては環境・安全・都市基盤整備部門の節をそれぞれ落とし込んだ結果です。

参考に84ページをごらんください。例えば、表の、グラフの右上にある観光の振興、これは先ほど申しましたように、これまでの評価と今後の優先度が高いことを示しております。

逆に、左下でございます広域交流活動の促進については、評価も低いんですけれども優先度も低いという結果になっております。

ここで、グラフの色がついているエリア、この部分につきましては、これまでの施策の評価が平均点以下で優先度は平均点以上という場所を示しております。簡単に言いますと、市民の皆様方にとって今後力を入れていってほしい施策分野ということになっております。このページで言いますと、地方分権の推進、計画的・効率的な行財政運営の確立、情報公開・提供の推進、行政改革の推進がこのエリアに入っております。

次、85ページをごらんください。このページは、福祉・生涯学習部門の節を落とし込んだものですが、色つきの部分には節はございませんでした。乳幼児保育対策の充実、長寿社会への対応、子育て支援の充実などが、評価と優先度が高いエリアに入っております。

続きまして、86ページお願いいたします。このページは、環境安全・都市基盤整備部門の節を落とし込んだものです。

環境美化及び住宅周辺の環境整備の推進と環境保全対策の強化、道路の整備が、評価が低く優先度が高いエリアに入っています。逆に、評価・優先度ともに高い節としましては、消防・救急の充実、上水道の整備、ごみの減量化とし尿処理の推進などが入っています。

時間の都合もございまして、意識調査の報告は以上とさせていただきますが、今後の専門部会の基礎資料としてご活用いただければ幸いです。

ありがとうございました。

【川本委員長】 ありがとうございました。

ただいまのご説明、いかがでございましょうか、何かご質問ございますでしょうか。

これからの専門部会でのご議論の材料になるということでございまして、特に今回、突っ込んだご意見、ご質問は次回以降ということになるのかもしれませんが、よろしゅうござい

すか。

どうぞ。

【向野委員】 議員の向野です。

1つは、総計審が取り組んでいくという中身の1つが、市民のこうしたアンケート調査だというふうに思うのですが、そういう点からしますと、アンケート調査に取り組むに当たって委員の意見を聞いたりということ、やっぱりまずやっておく必要があるのではないかなど、後からなんですけど、思うわけです。

それで、その点が1つと、この評価するに当たっては、同じような調査を全国的にもやっておりますので、その全国水準がどの程度かと、それと比較して宇治市の場合はどうなのかということを見ないと、一面だけ宇治市の場合は若い層がこれだけの比率でどうやということだけでは、やっぱり比較するに当たってはちょっと欠けるものがあるかと思うので、できましたら次に説明する折には、そうした比較対象となる分も含めて説明をお願いしたいと思います。

【川本委員長】 ありがとうございました。

何か関連、ございますか。これはご要望ということで、特に事務局からのご回答はよろしゅうございますよね、何かそれとも。

【向野委員】 もしわかればちょっと専門部会にでもそれぞれ出してあげて。

【川本委員長】 じゃ、今後の専門部会でできる限り努力を。

どうぞ。

【事務局（寺島）】 ただいま向野委員さんの方からご指摘、ご質問をいただいております。

我々のこの意識調査でございますけれども、過去の総合計画の策定に際し、大体おおむねでございまして5年ごとにこういう調査を実施させていただいております。

調査の目的自体でございますけれども、主には行政の方がこれまで実施をしまして各施策に対する評価と、それから今後取り組むべき施策の方向等についての市民の意識について把握させていただきたいというのが趣旨でございます。

今日的な課題に対します意見等を集約させていただきますことによりまして、今後の施策の立案であるとか重点化などの検討の参考というふうにさせていただいております。

今般は、本総合計画審議会ということで、当然基礎資料でございますけれども、本市といたしましては、この総合計画策定のためだけに限定した、せつかくの調査でございますので、それのみならず、行政内部の各部局にも施策のいろんな立案の参考資料として活用させていただいておりますので、その調査項目についても、各行政の中の課にも紹介をしているところでございますので、我々としては行政において調査項目の設定も含め実施をさせていただいているということも一定ご理解を賜りたいというふうに考えているところでございます。

それから、今全国水準との比較等のご指摘もいただいておりますけれども、我々の方としましては、今申し上げましたように本市の施策が過去と現在と比べてどうかということに力点を置いた調査になってございますので、委員のご指摘を踏まえまして、今後こういうような資料があるかどうかを含めて検討はさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしま

す。

以上でございます。

【川本委員長】 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

ほかに何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【川本委員長】 それでは、引き続きまして会議次第6、人口推計につきまして、引き続き事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（本間）】 失礼いたします。事務局の本間でございます。

宇治市の将来人口推計についてご報告いたします。事前に配付させていただきました資料、宇治市将来人口推計報告書、こちらでございますが、こちらの1ページをお開き願います。

宇治市の将来人口推計を行うに当たりましては、大きく分けて3種類の推計方法を用いて推計を行い、それぞれを比較して最も妥当なものを選択するという手法をとっています。

その1つ目は、宇治市における過去の人口の実績値を数学的に分析して過去の人口推移の傾向が将来も継続するという仮定のもとに今後の人口値を予測するもので、人口統計学的にはトレンド分析という手法でございます。

次に、コーホート法という手法でございます。コーホートとは同時期に出生した人口集団のことで、この人口集団は出生に始まって以降、例えば各時代、各地域における栄養状態の傾向であるとか、伝染病の流行、戦争の発生、ベビーブームや経済的不況という人口に影響を及ぼすさまざまな社会現象を同時期に経験していることから、似たような人口動態の傾向を示すと人口統計学ではされております。

日本では、人口に関し最も大規模かつ詳細な統計調査である国勢調査が5年ごとに行われているため、これに合わせてコーホートを5歳ごとに設定し、人口集団が5年後にはどのような人口動態を示すのかを分析するのが一般的となっております。

コーホート法は、さらに変化率法と要因法という2つの方法があります。

変化率法の方は、コーホートごとに分析を行って、そのそれぞれの結果の積み上げが人口の合計となるという方法でございます。それに対しまして、要因法の方は、個々のコーホートがどのような人口動態を行うのかを予測する指標と呼ばれている係数を用いて人口推計を行うものでございます。

この指標は、厚生労働省の附属機関である国立社会保障人口問題研究所が市町村ごとに計算して公表しているもので、最新のものは平成20年12月に公表されております。

以上の3種類の方法を用いて宇治市の将来人口推計を行った結果が、次ページ以降でございます。

2ページをごらんください。トレンド分析の結果は、国勢調査の実績値を利用したもので、宇治市の将来人口は平成37年度にはおよそ14万8,200人になるものと見込まれております。

続きまして、4ページでございますが、コーホート変化率法を用いて行った推計結果が、およそ17万5,800人になるものと見込まれています。トレンド分析及びコーホート変化率法につきましては、主に過去の実績値に着眼して、その傾向が将来も継続するという仮定を前提にしており、短期的にはある程度は参考にすることができるものの、長期的には妥当性に問題があるということが言われているところでございます。

こうした問題点を解決するための手法として、次にコーホート要因法につきましてご説明させていただきます。

5ページでございます。さきにご説明させていただきましたとおり、コーホート要因法は年齢階層それぞれの人口動態のもとに将来を予測する方法でございます。例えば、ある年次における5歳人口は5年後には10歳の年齢階層に移動します。仮に、全く外部との出入りがなかったとすれば、人口動態の要素は5年間に死亡する人口が減少することとなります。実際には転入出等の社会的な移動がありますのでコーホート推計では市外部から、または市外部への流入出を過去のデータからその移動率を見込んで推計を行います。これに0歳から4歳までの人口を加えるために、15歳から49歳までの推計女子人口に対する0歳から4歳までの人口比率を乗じて推計し、また、0歳から4歳までの男女比を指標とすることで将来の女子人口を推計できるようになっております。

それぞれの指標につきましては、社会的あるいは自然的な人口動態を分析し将来の推計を行ったものである国立社会保障人口問題研究所の指標を仮定値として活用しております。

これら指標を用いたコーホート要因法がより正確な人口推計結果を得られる方法であると考えており、また多くの行政機関が人口推計を行う際に採用している方法でございます。

以上のコーホート要因法から推計したものが8ページ及び9ページとなります。

8ページにあります2つのグラフは、厚生労働省の附属機関人口問題研究所自身が平成20年12月に行った宇治市の将来人口推計であり、同研究所のホームページでも公開されているものでございます。

しかしながら、この将来人口推計はあくまでも国勢調査を基準としておりますことから、国勢調査が行われた平成17年の人口を基準値として計算されており、基準値としては少し古いものでございます。

上のグラフと下のグラフの違いにつきましては、同研究所で正式に公開されているものは下の方でございます。同研究所が平成19年5月に公表した都道府県別の人口推計の結果との整合を図るために、市町村ごとの推計結果である上のグラフに一律の補正を加えて、その合計が都道府県別人口推計結果と一致するようにしたものが下のグラフということになります。

9ページをごらんください。このページに記載しているグラフは、平成21年10月1日現在の宇治市人口を基準値としてコーホート要因法を用いて将来人口推計を行ったもので、平成37年にはおよそ18万400人の見込みとなっております。

これまで行ってきたほかの推計とは異なり、ここでは住民登録人口及び外国人登録人口の数値をベースとしております。これは、平成17年の国勢調査の実績値をベースとした国立社会

保障人口問題研究所では、人口推計の結果、平成22年が平成17年と比較して微減となるとされておりましたが、最新のデータである平成21年10月1日の住民基本台帳及び外国人登録原票からの合計値は、平成17年と比較しておよそ1,200人が増加しており、人口の増加率は鈍化しているものの、現実にはいまだ人口減少に入っていないことから、最新のデータに基づき算定することが、より宇治市の将来人口推計として妥当であると考えております。

以上、さまざまな推計結果をご報告申し上げましたが、国が公表した人口動態の仮定値である指標を用いたコーホート要因法を利用し、かつ最新の宇治市の人口を基準とした9ページのグラフを宇治市の将来人口推計とするものでございます。

以上でございます。

【川本委員長】 ありがとうございます。

人口推計についてのご説明をちょうだいしました。何か委員の方々のご質問、ございますでしょうか。いかがでございましょうか。

よろしいですか、特にご質問、大分人口が少し減っていくというような余り明るくない数字で、皆さん余りご質問ないようですけれども、よろしゅうございますか。

これをもとに総合計画を立てていくということになるのだらうと思いますが。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【川本委員長】 それでは、会議次第6は終わらせていただいて、会議次第7、これは今後の運営方法とか日程ということについて、事務局からご説明をちょうだいするということになるかと思えます。

じゃ、よろしく願いいたします。

【事務局（寺島）】 失礼します。事務局寺島でございます。

まず、今後の部会の運営につきましてご説明をさせていただきます。

各論につきましては、5つ設置されております専門部会におきまして、項目ごとに分けてご審議を賜るということになります。

専門部会につきましては、それぞれ7人から8人の委員さんで構成をいただいておりますので、それぞれの日程の方を調整させていただきまして、部会ごとに次回の専門部会の開催日を設定させていただきたいと考えておりますので、お手元に配付をさせていただきました資料のナンバー5番の日程確認表の方に、ご都合をご記入いただきたいというふうをお願いを申し上げます。

また、次回の全体会でございますけれども、来年の1月ごろを予定いたしておりますので、専門部会につきましては、おおむねこの10月の後半から12月の前半ごろまでの日程で調整をさせていただきたいというふうを考えてございます。

なお、できる限り全員の委員さんにご参加いただける日程を設定いたしたいと考えてございますけれども、それぞれのご都合でどうしても調整がつかない場合であるとか、もしくは会場設営の都合等で、委員さんによりましてはご参加いただけない日に会議を予定せざるを得ない場合もあるかと存じますけれども、その点につきましてはご了承いただきますようによろしく

お願いを申し上げます。

この日程の確認表につきましては、できましたら本日予定をご記入いただき事務局までお渡ししていただければと考えておりますので、よろしくをお願い申し上げます。

どうしても無理な場合でしたら、後日の連絡でもありがたいと考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

それから、引き続きまして、お手元に配付をさせていただいております質問票、質問シートにつきましてご説明をさせていただきます。

資料ナンバー6番という形で、質問シートの書式が入ってございますでしょうか。

委員の皆様におかれましては、メンバーが30人を超えます大きな会議でございます。また、時間的な制約もございまして、なかなかご意見であるとかご質問もしにくい状況、そういう場面もあるかというふうに存じます。どのようなご意見、ご質問でも結構でございますので、ご質問やご不明な点、また次回までにこういうことを調べておけということでも結構でございますので、ございましたら記入をしていただいで提出いただきますようお願いを申し上げます。

事務局といたしましても、十分なご回答ができない場合もあるかもわかりませんが、精一杯わかります範囲でご回答の方、つくらせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくご協力賜りますようお願いを申し上げます。

事務局からの説明は、以上でございます。よろしくお祈いします。

【川本委員長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明、何かご質問。

はい、どうぞ。

【高橋委員】 ちょっと聞くのですが、この6なんですけど、これは個人に個別の質問で個別に答えるということなんですか、それと、委員長さんをお願いしたいんですけど、川本委員長さん、ちょっと先ほど安田振興局局長さん、また桑原委員さんでしたか、山上委員さんからも話が出ていたんですけども、これから専門部会に入っていくわけなんですけど、先ほど来、他の部局というか、他の専門部会と重複したり関連したりする問題があると、クロスするというような話がありました。

ここで整理をしておいていただかんといかんのは、そういうときに、事前になり、市当局の現況なり課題の説明員を要請することができたり、それからまた、逆に言うならば、部会間同士で、おそらく座長さんなんかを決められるのでしょうか。ですよね。そうすると、座長間同士で協議をしていただいで、うちではこういう問題が出ておるんだけど一緒にやりましょうかとか、そういうことも前裁きを先に委員長さんにしといていただけるかどうか、1つの一定のルールをつくっていただけたらありがたいなど。

今、答えはここでは、先ほど川端副市長さんにも聞いたんですけど、その辺のことまではまだ突っ込んだ話ができていないようですので、その辺だけちょっとお願いをしておきたい。

また、この第5次の総計審に関しては、全員協議会といって議会の方でも議員間同士でやりますので、きょうはもうしゃべらんとこうと思っておったのですが、その辺の前裁きだけはひ

とつよろしく願いしておきたいと思ひまして、ありがとうございます。

【川本委員長】 わかりました。

高橋委員さんのご意見、大変貴重なご意見なので、この場ではちょっともちろん無理ですが、事務局の方とも打ち合わせをさせていただいて、専門部会が始まるまでには今のご意見を踏まえて何かルールとかマニュアルとか、その辺を少し整理して審議会の委員の方にはご連絡をさせていただきたいと考えておりますが、事務局の方、それでよろしゅうございますか。

じゃ、高橋委員さん、それでよろしゅうございますか。

【高橋委員】 がちがちの専門部会じゃなくて、もうちょっとフレキシブルに交流ができるようにしておいてもらったら。

【川本委員長】 おっしゃるとおりですね。

貴重なご意見、ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ。

【岸本政策経営部長】 済みません。ただいま高橋委員の方から賜りました件、委員長の方も取りまとめいただきましたように、我々事務局の方と調整をさせていただきまして、例えば部会長会議で調整をさせていただくなり、そういう手法を今後検討してまいって整理をさせていただきたいと存じます。

また、もう1点、質問シートの取り扱いについてご質問がございました。実は、今般公募の市民委員の方10名お願いした中で、総合計画策定にかかわって初めてのことでございますので、例えば運営の、この会議の中身のこととか、それから個別の掲げております審議内容等、さまざまな点でご不明の点やご質問なされたい点もあろうかと事務局の方では推察をいたしましたことから、こういったシートを作成させていただきまして、会議の進行や運営にかかわることにつきましては事務局の方から個別にご質問にお答えするような形もさせていただきまますし、また、審議会の中の、ご審議いただきます、まさに現況と課題の内容とかそういうことで、今後の計画をつくっていく上での方針なんかのご質問やご意見に対しましては、それぞれ専門部会や、また全体会議の中で私ども行政側の総括企画主任なり企画主任の方からお答えなりをさせていただくための事前の資料として提出いただけたら、非常に今後の審議会の運営が円滑に進むのではないかという判断からこういうシートを用意させていただきましたので、ご理解賜りたいと存じます。

よろしく願いいたします。

【川本委員長】 ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

それでは、そろそろ終わり近くになったのですが、もう一度きょうの会議を振り返って、最初の基本的な考え方について以下、何か言い残したとか、言い忘れたとか、補足してご質問、ご意見をおっしゃりたいという方はおられますでしょうか。

【桑原委員】 ちょっと済みません。

【川本委員長】 どうぞ。

【桑原委員】 桑原でございます。

1つは、私ここへ出させていただくのに、私どもに何か守秘義務みたいなものはあるのでございましょうか。要するに、何か言ってはいけないとか、ちょっとどういう義務がかかっているかということがよくわからないということが1つ確認と、それからもう一つは、できれば第何週はもうあけておいてよと、ずっと何カ月先までとかそういうような決め方はできないものでしょうか。というのは、どんどん入って行ってどうにもならなくなるので、いつに決めたらいいのかわからなくて困っているのですけども、できれば第何曜日は白地にしておいてよとかと言われれば、割と組みやすいです。

その2点。

【川本委員長】 第1点、この守秘義務については、何かございますか、基本的な市役所の方のルールというのはございますか。

はい、済みません。

【事務局（寺島）】 事務局の寺島でございます。

基本的には、本会議は公開のもとに開催をさせていただいておりますので、特段の事項がない限り特にご発言について、例えば個人情報に係る部分でしたら発言自体お控えいただくべき部分はあるかと存じますけれども、基本的に公開の会議でございますので、会議録の方も公開予定をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

それから、日程調整の件でございますけれども、本日につきましても、委員の方で我々の日程の調整不足もございまして、本来でしたらこの曜日がなかなか都合が悪いという方もございましたので、本日の、後ほど出させていただきます予定表を見させていただきます中で、また今ご指摘がありましたように、何曜日の時間帯とかいうふうにできればと我々も考えておりますので、ちょっとそこのところ、事務局で調整をさせていただきたいと考えておりますので、宿題にさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

【川本委員長】 よろしゅうございますか。

この議事録は、冒頭申し上げたようにつくられて、それは公開の対象になりますので、その点をご含みをいただきたいということと、日程は事務局、大変ご苦勞だと思いますが、よろしくお願ひいたします。

そんなことで、新しい委員の方も大分ふえましたので、ただいま、先ほどご意見いただいたように、これからの専門部会を含めた運営の仕方を、もう一度事務局の方と整理をさせていただいて、皆様にご連絡をさせていただくと。

おそらく11月か12月に専門部会を1回か2回ぐらい開いていただくと、その上で1月にこの2回目を踏まえた第3回の総合計画審議会を開催させていただくという予定だと理解しております。

第3回の総合計画審議会では、各部会でのまとめの報告を調整して、可能ならば事務局の方

から何か基本構想の案というものをご提示いただくということができればありがたいかなと、
こんなふうなこれからの予定を考えております。

よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【川本委員長】 それでは、これもちまして、審議会第2回、閉会をいたしたいと思いま
す。

長時間議事進行にご協力、ありがとうございました。

— 了 —